

奈良県告示第三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、法隆寺東部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事 中西 和夫 生駒郡斑鳩町法隆寺北一―二―六

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事 安村 博一 生駒郡斑鳩町法隆寺北二―一―二二